

厚生委員会陳情説明資料

令和2年9月30日

件名	頁
1 受理番号9 高齢者も障がいのある方も安心して暮らせるよう求める陳情・・・・・・・・・・	2

(福祉部)

件名	受理番号9 高齢者も障がいのある方も安心して暮らせるよう求める陳情																
所属部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課、介護保険課 福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課、障がい福祉センター 衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課																
陳情の要旨	<p>1 介護保険制度</p> <p>(1) 区の単独事業として、住民税非課税者に月2,000円、その他の人に月1,000円の「介護保険料負担軽減給付金」支給の制度化を求めます。</p> <p>(2) 積み立てた40億円もの介護給付準備基金を使い介護保険料の引き上げをストップしてください。</p> <p>2 障がい者支援制度</p> <p>(1) 必要なケアの提供で高齢障がい者の安定した生活を保障してください。</p> <p>(2) 医療ケア児(者)、介護者のショートステイ・レスパイトの体制を整備してください。</p> <p>(3) 日常生活用具の補助基準を実勢に合わせて改善してください。</p> <p>(4) 就労を求める障がい者のサポート体制を強化してください。</p> <p>(5) 障がい福祉手当を他区並みに引き上げてください。</p> <p>3 ヘルパーなど人員不足問題</p> <p>(1) 訪問介護初任者研修、重度訪問介護研修、同行援護等従事者研修の受講費用、受講中の賃金保障を制度化してください。</p> <p>(2) 私たちは実効あるヘルパーの確保・増員のため給与含め待遇改善策を講じることを求めます。</p>																
陳情者等	請願文書表のとおり																
内容及び経過	<p>1 介護保険制度</p> <p>(1) 区単独事業としての介護保険料負担軽減給付金について</p> <p>ア 介護保険料の上昇抑制と軽減</p> <p>介護保険は、基本的に公費(国・都・区)50%と保険料50%で成り立っている制度であり、また、介護保険料の算定は、介護給付費に連動して算定するしくみになっている。</p> <p>(ア) 介護保険料基準額及び介護給付費の推移</p> <table border="1" data-bbox="459 1496 1418 2121"> <thead> <tr> <th>保険料基準額(月額)</th> <th>介護給付費(各期最終年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期 3,217円 (H12年度～H14年度)</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期 3,217円 (～H17年度)</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期 4,380円 (～H20年度)</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期 4,380円 (～H23年度)</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期 5,570円 (～H26年度)</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期 6,180円 (～H29年度)</td> <td>49,332,802千円 (50,469,497千円) ※</td> </tr> <tr> <td>第7期 6,580円 (～R2年度)</td> <td>62,122,947千円(推計) (64,067,817千円) ※</td> </tr> </tbody> </table>	保険料基準額(月額)	介護給付費(各期最終年度末)	第1期 3,217円 (H12年度～H14年度)	19,814,281千円	第2期 3,217円 (～H17年度)	26,615,885千円	第3期 4,380円 (～H20年度)	29,428,137千円	第4期 4,380円 (～H23年度)	36,506,674千円	第5期 5,570円 (～H26年度)	44,527,403千円	第6期 6,180円 (～H29年度)	49,332,802千円 (50,469,497千円) ※	第7期 6,580円 (～R2年度)	62,122,947千円(推計) (64,067,817千円) ※
保険料基準額(月額)	介護給付費(各期最終年度末)																
第1期 3,217円 (H12年度～H14年度)	19,814,281千円																
第2期 3,217円 (～H17年度)	26,615,885千円																
第3期 4,380円 (～H20年度)	29,428,137千円																
第4期 4,380円 (～H23年度)	36,506,674千円																
第5期 5,570円 (～H26年度)	44,527,403千円																
第6期 6,180円 (～H29年度)	49,332,802千円 (50,469,497千円) ※																
第7期 6,580円 (～R2年度)	62,122,947千円(推計) (64,067,817千円) ※																

※ 総合事業費を含めた額

(イ) 保険料の多段階化及び軽減策

a 段階区分の多段階化

第7期介護保険事業計画の中で、第6期と同様に保険料の上昇を緩和するため、所得段階を14段階とした。

b 生活困難者対策

第6期と同様に足立区独自の取り組みとして、被保険者の申請に基づき、第3段階以下の階層については、所得や預貯金などの状況に応じて、今の階層より低い保険料の階層に軽減を行う。なお、以下の表のとおり、第7期から第3段階B階層、第2段階B階層の所得及び預貯金の基準を緩和した。

基準の緩和	
第3段階 B階層	単身世帯の場合 (旧) 収入、預貯金が共に150万円以下 (新) 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下
第2段階 B階層	単身世帯の場合 (旧) 収入が120万円以下、預貯金が150万円以下 (新) 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下

c 公費投入による低所得者への軽減（平成27年度から）

低所得の高齢者の介護保険料については、公費を投入し保険料を軽減している。

第1段階	0.5 ⇒ 0.45
------	------------

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

イ 介護保険料の軽減制度の対象範囲拡大

令和元年度および令和2年度にかけて、消費税率の引き上げに伴い段階的に第1段階から第3段階までの被保険者に公費が投入され、軽減の強化が図られた。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第3段階	0.75	0.725	0.7
第2段階	0.65	0.575	0.5
第1段階	0.45	0.375	0.3

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

(2) 準備基金について

準備基金は毎年取り崩して保険給付費や地域支援事業に充てており、介護保険料の抑制に寄与していると考えている。

準備基金

年度	増減額	主な内容	残高
平成28年度	2,226,565	利子	2,749,420,755
	-100,000,000	28年度取崩分	2,649,420,755
	2,221,261	利子	2,651,642,016
	429,510,784	27年度積立分	3,081,152,800
平成29年度	2,105,643	利子	3,083,258,443
	-100,000,000	29年度取崩分	2,983,258,443
	863,494,453	28年度積立分	3,846,752,896
	2,237,915	利子	3,848,990,811

平成 30 年度	2, 323, 148	利子	3, 851, 313, 959
	653, 967, 674	29 年度積立分	4, 505, 281, 633
	-264, 232, 000	30 年度取崩分	4, 241, 049, 633
令和元年度	2, 553, 729	利子	4, 243, 603, 362
	2, 471, 747	利子	4, 246, 075, 109
	529, 044, 486	30 年度積立分	4, 775, 119, 595
	-1, 152, 994, 000	元年度取崩分	3, 622, 125, 595
令和 2 年度	1, 876, 549	利子	3, 624, 002, 144
	99, 200, 000	30 年度積立分	3, 723, 202, 144

※ 令和 2 年 8 月末現在

2 障がい者支援制度

(1) 高齢障がい者への必要なケアの提供について

ア 障害者総合支援法第 7 条において、介護保険法等他の法令に基づく給付を利用できる場合、その範囲において自立支援給付は行わないという、いわゆる「介護保険優先原則」が定められている。

イ 一方で厚生労働省は、障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適用関係等通知において、個別のケースに応じて介護保険サービス等の利用可否を判断し、市町村が必要と判断した場合は障害福祉サービスの利用を認めるよう通知している。

ウ 足立区においては、原則を介護保険優先としつつ、個々の生活の状況を総合的に勘案し、必要があると認めた場合は、介護保険サービスで不足する支援について、障害福祉サービスから上乘せや横出しを実施している。

エ なお、現時点において厚生労働省等から、障害福祉サービスを介護保険制度に統合する方針は示されていない。

(2) 医療的ケア児（者）支援の体制整備について

ア 医療的ケア児（者）が利用する主な障害福祉サービス

児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行う
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行う
短期入所	介護を行う者の疾病等その他の理由により、障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排泄または食事の介護等を行う

イ ショートステイ（短期入所）、レスパイトの体制整備について
短期入所については、都立施設・病院を中心に医療型短期入所事業所として医療的ケア児を受け入れている。

- ・ 障害児の医療型短期入所利用実績
平成30年度 15人 89回利用（5事業所）
令和元年度 17人 107回利用（5事業所）

在宅レスパイト事業は、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業の選択事業（補助率1/2）で、補助対象となる基準は以下のとおり。

利用回数	年間24回を超えない範囲で月4回（上限）
利用単位	1回2～4時間の範囲で30分単位

※ 23区では荒川区のみ上乗せを実施、週1回で3時間まで。

- ・ 在宅レスパイト事業の利用実績
平成30年度 延べ32人 40回利用（2事業所）
令和元年度 延べ86人 122回利用（8事業所）

(3) 日常生活用具の補助基準の実勢に合わせた改善について

ア 日常生活用具の内容

在宅の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易なものにするために、給付する用具のこと。

イ 費用

世帯の課税状況に応じて自己負担額がある。
一定以上の所得の方は対象外になる。

ウ 用具の用途及び形状

(ア) 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット等、障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

(イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等、障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

(ウ) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計等、障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

(エ) 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭等、障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

(オ) 排泄管理支援用具

ストーマ装具、収尿器等、障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

エ 対象者

種目によって、障がい等級や年齢等が定められている。また、難病患者も種目により対象となる。社会情勢等を鑑みて、対象者を見

直すことを適宜行う。

オ 性能及び内容

基本的に、障がい者や介護者等が容易に使用し得るものである。
社会情勢等を鑑みて、性能等を見直すことを適宜行う。

カ 基準額

種目によって定められているが、社会情勢等を鑑みて適正な基準額に変更することもある。

キ 耐用年数

種目によって定められている。しかし、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数を経過する前であっても、再交付の対象とする。

ク 問題点等

補助基準については、現在も、社会情勢や障がいの重度化等を勘案し、適正に見直しを行っている。令和2年4月においては、身体障がい者用三輪自転車やポータブルレコーダーの基準額を、視覚障がい者用時計については、耐用年数をそれぞれ見直したところである。今後も、様々な意見や要望等を踏まえて、必要に応じて見直しを行っていく。

(4) 就労を求める障がい者へのサポート体制の強化について

ア 障がい福祉センターあしすと雇用支援室の支援体制

(ア) 主な支援内容

事業名	支援内容
就労相談	障がい者就労全般の相談
就労移行支援	作業訓練やアセスメント、面接支援
就労定着支援、 職場訪問	企業の障がい特性の理解促進、 利用者の相談・調整
職場開拓	地域の企業に障がい者雇用の説明 新規の雇用創出

(イ) 職員体制

福祉10名、作業療法士1名、心理士1名、
就労支援コーディネーター5名

イ 支援者間の連携強化

セミナーや連絡会を開催し、情報共有や顔の見える関係づくり、支援の質の向上を図る。

名称	参加機関	回数
就労支援ネットワーク	就労移行支援事業所、 就労継続支援A型・B型事業所	年1回
ハローワーク連絡会	ハローワーク、特別支援学校、 病院、行政	年4回
就労移行支援事業担当者会	就労移行支援事業所	年6回

(5) 障がい者福祉手当について

ア 障がい者福祉手当の内容

区内に住所を有する65歳未満の方で、日常生活上、著しい制限を抱えている心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的として、4月・8月・12月の年3回支給する。

イ 対象者と手当額

20歳以上の心身障がい者で、以下の要件に該当する方を対象とし、手当を支給する。

(ア) 身体障害者手帳1～2級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1～3度の方

【手当額】月額 15,500円(平成8年4月改定)

(イ) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方

【手当額】月額 4,000円(平成12年8月改定)

※ 施設入所の方、および難病患者福祉手当または児童育成(障害)手当を受給している方は除く。また、本人の前年所得が制限基準額を超えている方は支給対象外

ウ 経過

昭和49年10月より、東京都心身障害者福祉手当(以下、都制度という。)に準じて身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の所持者、または、脳性まひ、進行性筋萎縮症の年齢20歳以上(65歳以上の新規申請者を除く)の方に1カ月15,500円の手当を支給する。

昭和53年4月より、区単独として身体障害者手帳3級の所持者の方に手当の支給を開始し、平成12年4月の東京都の事業見直しを踏まえ、支給金額を1カ月4,000円とする。

平成27年4月より、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者の方に区単独として1カ月4,000円の手当を支給する。

平成31年4月より、愛の手帳4度の所持者の方に区単独として1カ月4,000円の手当を支給する。

エ 他区の状況

内容	手当額	区数	内訳	
都制度	17,500円	1	大田区	
	17,000円	1	杉並区	
	16,500円	1	世田谷区	
	15,500円	19	足立区等	
	15,000円	1	江戸川区	
区単独	身体障害者手帳3級	13,500円～7,751円	11	文京区、杉並区、千代田区、中央区、目黒区、北区、練馬区、荒川区、品川区、豊島区、渋谷区
		7,750円	7	港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、板橋区、葛飾区

区独自	身体障害者手帳3級	7,749円～4,001円	4	世田谷区、中野区、江戸川区、大田区
		4,000円	1	足立区
	愛の手帳4度	15,000円～7,751円	12	江戸川区、文京区、杉並区、千代田区、中央区、目黒区、北区、練馬区、荒川区、品川区、豊島区、渋谷区
		7,750円	7	港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、板橋区、葛飾区
		7,749円～4,001円	3	世田谷区、中野区、大田区
		4,000円	1	足立区
	精神障害者保健福祉手帳1級	15,500円～7,751円	8	千代田区、新宿区、中央区、文京区、北区、練馬区、品川区、渋谷区
		7,750円	1	葛飾区
		7,749円～4,001円	4	杉並区、世田谷区、中野区、大田区
		4,000円	1	足立区
		なし	9	港区、江戸川区、目黒区、荒川区、豊島区、台東区、墨田区、江東区、板橋区

3 ヘルパーなど人員不足問題

(1) 研修の受講費用、受講中の賃金の保障について

ア 研修の受講費用の助成

(ア) 介護職員資格取得等支援事業

介護従事者の資格取得等を支援している介護事業者に対して必要経費を助成することにより、区内の介護従事者の人材確保・定着を図ることを目的に令和元年度より実施している。令和2年度からは、実務者研修の助成も開始した。

項目	助成額上限	令和元年度
初任者研修(人)	7万円	34人
実務者研修(人)	10万円	—

イ ヘルパーの確保・増員等の支援

(ア) 介護のしごと相談・面接会

身近な地域に居住する福祉人材を掘り起こし、求人事業所と結びつけ、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図ることを目的に実施している。

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出展事業者(件)	66	62	58
相談・面接者(人)	176	153	152
採用者(人)	35	23	22

(イ) 介護人材雇用創出事業

福祉・介護サービスの分野での求職者に、常用雇用を前提として介護施設で就労する機会を提供し、資格のない者には資格取得を支援することにより、人材の育成と確保を図ることを目的に実施している。

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求職者(人)	33	61	25
雇用者(人)	19	31	10

また、研修受講中の介護職員への賃金保障については、法人及び会社において、就業規則などにより規定し担保されるものと考えている。

(2) ヘルパーの待遇改善策

現在、国において介護職員の賃金向上策として「ア処遇改善加算」「イ特定処遇改善加算」を設けて、介護報酬に上乗せして支給している。

ア 処遇改善加算

介護職員の資質向上やキャリアアップの形成を行う労働環境を整備している事業者を対象とした介護職員の賃金改善のための加算

加算区分 (介護職員1人あたり)	平成30年度 実績事業所数	加算算定要件
加算Ⅰ 月額 37,000 円相当	372	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす
加算Ⅱ 月額 27,000 円相当	41	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす
加算Ⅲ 月額 15,000 円相当	21	・キャリアパス要件ⅠまたはⅡ及び職場環境等要件を満たす
加算Ⅳ 月額 13,500 円相当	1	・キャリアパス要件ⅠまたはⅡまたは職場環境等要件を満たす
加算Ⅴ 月額 12,000 円相当	0	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない。

※ キャリアパス要件

Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること。

Ⅱ…資質向上要件のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること。

Ⅲ…経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

イ 特定処遇改善加算

介護職員の確保及び定着のため、処遇改善加算を算定している事業者を対象とした、経験及び技能のある介護職員の賃金改善を図るための加算

※ 勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額8万円の賃金改善等を行うため事業者に支給

※ 特定処遇改善加算は、平成30年度から開始のため実績はない。
令和元年度実績は集計中